

ご利用について

施設の概要

名 称	南部町文化ホール
所 在 地	山梨県南巨摩郡南部町内船4473番地1
構 造	鉄筋コンクリート造3階建(一部鉄骨造)
2階面積	1,299.47㎡
3階面積	607.57㎡
客 席	384席 身障者席(2名)

◎ 使用の準備

・利用方法等の打合せ

利用者は、利用日前に施設等の利用方法その他利用に関する必要な事項について、あらかじめ教育委員会と打合せをしなければならない。

◎ 使用終了後

・原状回復の義務

- (1) 利用者は、その利用が終わったときは、直ちに利用した施設又は設備器具を原状に復さなければならない。
- (2) 利用者が義務を履行しないときは、教育委員会が代わって原状に復する、ただし、この場合、利用者は、当該原状の回復に要した費用を負担しなければならない。
- (3) 規定により利用の許可を取り消し、又は停止した場合についても準用する。

・利用後の点検

- (1) 利用者は、施設等を原状に復したときは、速やかに職員の点検を受けなければならない。
- (2) 利用許可を取り消し、又は停止をさせられたときも、前項と同様に点検を受けなければならない。

・費用の負担

利用者が、使用中に故意又は過失により文化ホール施設又は設備器具を滅失し、又は損傷した場合、その補充又は修理に要する費用について、館長の認定する額を負担しなければならない。

◎ 申請方法

・受付時間並びに受付場所

- (1) 午前8時30分から午後5時まで
月曜日～金曜日
- (2) 総合会館1階事務所（以下事務所）

・申請方法

- (1) 施設等を利用しようとする日前6箇月以内の期間に、文化ホール利用許可申請書（様式第1号）を教育委員会（事務所）に提出しなければならない。

・利用時間

- (1) 利用時間は、午前9時から午後10時までです。
- (2) 利用時間には、準備、観客の入退場、後片付け等に必要な時間を含む。

・利用許可及び変更、取消

- (1) 申請の許可を決定した場合は、申請者に対し、文化ホール利用許可書（様式第2号）を交付し、許可をしない場合は、その旨を通知しなければならない。
- (2) 利用の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ文化ホール利用変更承認申請書（様式第3号）を教育委員会（事務所）に提出し、その承認を受けなければならない。
- (3) 取消しをしようとするときは、文化ホール利用許可取消申請書（様式第4号）に利用許可書を添えて教育委員会（事務所）に提出しなければならない。

・使用料の納付

- (1) 使用料は、使用許可書を受けたら指定する期日までに指定された納付者により納付しなければならない。
施設使用料……………別表1
設備使用料……………別表2
- (2) 施設の超過使用料は、終了後速やかに納付するものとする。

・使用料の減免

- (1) 使用料の減免は、別表3に掲げる場合に行うものとする。
- (2) 使用料の減免は、文化ホール使用料減免申請書（様式第5号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。
- (3) 町長は、申請を承認したときは、文化ホール使用料減免承認書（様式第6号）を減免申請者に交付するものとする。

・使用料の還付

- (1) 使用料の還付を受けようとする者は、文化ホール使用料還付申請書（様式第7号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。
- (2) 町長は、申請を承認したときは文化ホール使用料還付決定通知書（様式第8号）を当該申請者に交付する。
- (3) 使用料を還付する場合の額は、次に掲げるところとする。
 - 1 利用者の責めによらない理由で、利用することができなかつたとき…全額
 - 2 利用日の前60日前までに利用許可の取消し又は変更を申し出たとき…全額
 - 3 利用日の前30日前までに利用許可の取消し又は変更を申し出たとき…半額

◎ 使用上の注意

・休館日

毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日、12月29日～1月3日）

・開館時間

午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、開館時間を変更することができる。

・職員の立入り

文化ホールの管理上必要があるときは、利用者が利用中の場所に立ち入ることができる。利用者は、職員の立入りを拒むことはできない。

・利用の制限

教育委員会は、利用の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。

- (1) その利用が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) その利用が長期間にわたる継続利用により、他の利用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (3) その利用が施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 管理上支障があると認められるとき。

・利用権の譲渡等の禁止

利用者は、許可を受けた施設及び設備器具を目的外に利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

・利用許可の取消し等

教育委員会は、利用者が次のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

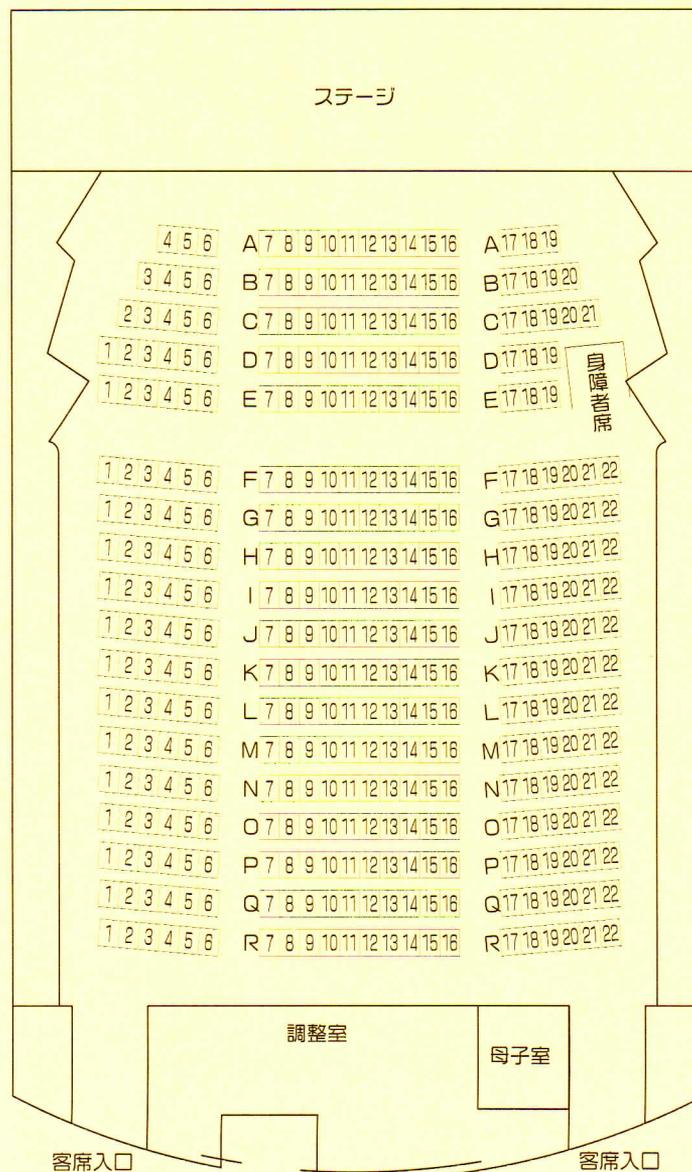
- (1) 申請に偽りがあったとき。
- (2) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反すると認めるとき。
- (4) 条例に基づく規則に違反したとき。

・厳守事項

- (1) 申請目的以外の目的に施設等を利用しないこと。
- (2) 設備器具を文化ホールの外に持ち出さないこと。

- (3) 承認を受けないで壁、柱、扉等にポスター、看板、旗、懸垂幕その他これに類するものを張り付け、若しくは掲げ、又は文字等を書き、若しくはくぎ類を打たないこと。
- (4) 承認を得ないで危険又は不潔な物品若しくは動物を持ち込まないこと。
- (5) 承認を得ないで火気を使用しないこと。
- (6) 収容定員を超えて入場をさせないこと。
- (7) 所定の場所以外で飲食をし、又は喫煙をしないこと。
- (8) 承認を得ないで寄附金の募集を行い、又は物品の販売を行わないこと。
- (9) 入場者の安全確保の処置を講ずること。
- (10) 文化ホール内外の秩序を保つため、必要な責任者及び整理員を置くこと。
- (11) 施設等を破損又は汚損したときは、速やかに教育委員会に届け出ること。
- (12) 文化ホール職員の指示にしたがうこと。

・客席案内図



・文化ホール施設等使用料の条件

- 1 利用者が営利の目的をもって利用するときは、使用料に100分の100を乗じた額を加算する。
- 2 利用時間がやむを得ない理由により、この表の区分による時間を超える場合は、その超過時間が午前9時以前の場合及び正午以後の場合は午前の金額に、午後5時以後の場合は午後1時の金額に、午後10時以後の場合は夜間の金額に100分の30を乗じた額を徴収する。
- 3 使用料に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

別表1 南部町文化ホール使用料

(単位：円)

施設・部屋名	利用区分	午前9時	午後1時	午後6時	午前9時
		正午	午後5時	午後10時	午後10時
ホール	平日	6,000	10,000	13,000	29,000
	土・日曜	7,000	12,000	16,000	35,000
	祝日	8,000	14,000	19,000	41,000
控入室	平日	1,000	1,200	1,500	3,700
	土・日曜	1,000	1,200	1,500	3,700
	祝日	1,000	1,200	1,500	3,700

別表2 南部町文化ホール設備器具使用料表

(単位：円)

器具名	単位	使用料金 午前・午後・夜間各1回
舞台設備	平台	一式 1,000
	箱馬	
	ステージ階段	
	演台(花台付き)	
	司会者台	
楽器	ピアノ	1台 5,000
照明装置	調光器設備	一式 3,000
	ポーターライト(1列)	
	アッパーホリゾンライト	
	サスペンションライト	
	フロントサイドライト	
	シーリングライト	
音響装置	音響調整設備	一式 1,000
	ワイヤレスマイクロホン	
	ダイナミックマイクロフォン	
	マイクスタンド	

・南部町文化ホール使用料減免表

- I 町の共催する事業、行事及び国、県等が実施する大会等で町が関わるものは、全額減免とする。
- II 町内に所在する小学校、中学校、保育所及び幼稚園が行う教育活動であって児童、生徒又は幼児を対象とするものは、全額減免とする。
- III その他

別表3 南部町文化ホール使用料減免表

(単位：円)

利用区分	条例別表のホール等使用料の減免率			
	ホール	控室	設備器具	
1 町内の教育、福祉又は文化団体等及び公共的団体がその本来の目的のために利用するとき。	100/100	100/100	100/100	
	①教育団体……… ②福祉団体……… ③文化団体……… ④公共的団体……… 別に定める。			
2 町内の事業所が使用するとき(営業を目的として利用する場合を除く)。	50/100	—	50/100	
	町内各企業 町内の労働団体については、町内事業所の取扱いに準じるものとする。			
3 上記の他町長が特に必要があると認めるとき。	その都度定める。	その都度定める。	その都度定める。	
	(1) ①町長が代表者の団体 ②行政を補完する団体 ③町職員が職免で事務局を行う団体 ④公共性が非常に高い団体がその本来の目的のために利用するとき。	100/100	100/100	100/100
	別に定める。			
(2) その他	その都度定める。	その都度定める。	その都度定める。	

南部町文化ホール

〒409-2398 山梨県南巨摩郡南部町内船4473番地1
電話 0556-64-3115 FAX 0556-64-3199